

[事案 2024-48] 契約無効請求

・令和7年12月4日 和解成立

※本事案は、[事案 2024-46]・[事案 2024-47]・[事案 2024-49]・[事案 2024-50]・[事案 2024-51]・[事案 2024-52]・[事案 2024-53] の関連事案である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年6月に終身保険（契約①）を契約し、平成8年7月に契約①を解約した。

平成15年4月に利率変動型積立終身保険（契約②）を契約し、平成23年3月に契約②を利率変動型積立終身保険（契約③）に転換した。

平成17年11月に変額保険（契約④）、平成18年1月に定期保険（契約⑤）を契約し、平成19年12月に契約④を、平成28年3月に契約⑤を解約した。

そして、平成26年11月に自分の孫を被保険者として個人年金保険（契約⑥⑦⑧⑨）を契約し、令和3年4月に契約⑥⑦⑧⑨を解約した。

以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、募集人から契約者および被保険者に対して、全く説明がなされていないか、少なくとも十分な説明がなされないまま契約がなされた。契約名義人または被保険者に無断で契約手続がなされた契約もある。
- (2) 本契約および関連事案の契約名義人による契約の分量は、通常想定される分量を著しく超えるものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に、募集人は申立人妻に対して、契約内容を説明している。
- (2) 契約関係書類には、契約者および被保険者の署名・押印があり、契約者の意思および被保険者の同意にもとづき、契約が成立しているものである。また、保険料引き落とし口座は、概ね契約者名義の口座となっている。
- (3) 転換された契約については、転換により追認がなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯を把握するため、申立人の親族および申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社より、本件および関連事案の事情を踏まえた和解案が提示され、裁定審査会において検討した結果、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。